

仙台市復興推進計画

令和3年3月24日変更

作成主体の名称：仙台市

1 計画の区域

仙台市の全域

2 計画の目標

本市では震災による交流人口の落ち込みが続いており、本市における雇用機会の確保に影響力のある集客・交流産業は大きな打撃を受けている。また、本市は東北における集客・交流の拠点であり、東北の玄関としての役割も大きいことから、本市の交流人口を回復・拡大させることは急務であり、集客・交流産業の早期復興が必要である。

このため、大型の商業施設や展示施設が従来から立地している仙台港背後地等において、その集客・交流拠点としての魅力をより高め、集客・交流産業の集積の形成及び活性化を目指すことにより、雇用機会の確保を図る。また、これにより、本市はもとより被災沿岸地域における交流人口の回復・拡大が見込まれ、東北全体の集客・交流産業の早期復興に貢献することが期待される。

3 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

仙台港背後地に新たな集客の核として水族館を誘致し、従来から立地している大型商業施設との連携、高砂中央公園の整備及び交通インフラの整備を図るとともに、水族館と集客・交流の面で相乗効果のある関連業種を集積させる。

4 復興産業集積区域の区域

中野字蓬田、中野字須賀、中野字曲田、中野字腰廻、蒲生字蓬田前、蒲生字須賀前及び福室字境三番の一部（別添資料 1-1 の 2,500 分の 1 の地図で図示する区域）

5 計画の区域において実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別の措置の内容

(1) 法第2条第3項第2号イの復興推進事業

① 復興産業集積区域において集積を目指す業種並びに集積の形成及び活性化の効果

(ア) (イ)の業種の集積の形成及び活性化を目指す復興産業集積区域

4に記載する区域

(イ) (ア)の復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す特定の業種

58 飲食料品小売業

60 その他の小売業（6099他に分類されないその他の小売業であって、みやげ品を扱うものに限る。）

76 飲食店（766バー、キャバレー、ナイトクラブを除く。）

82 その他の教育、学習支援業（8214動物園、植物園、水族館のうち水族館に限る。）

※ ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定による規制の対象となる業種は除く。

(ウ) 集積の形成及び活性化の効果

仙台港背後地等における既存の大型商業施設や展示施設の集客能力を生かしながら、高砂中央公園及び交通インフラの整備等、周辺環境の整備を進めるとともに、さらに集客の核となる水族館及び相乗効果のある関連業種を新たに集積させることで、本地区の集客・交流拠点としての魅力をより高め、津波浸水地域の新たな雇用機会を確保する。

また、仙台港背後地では、平成 24 年 12 月に仙台港インターチェンジが開通したことから、本地区における集客・交流産業の集積の形成及び活性化により、当該インターチェンジを出入口として、本市のみならず東北全体の広域的な交流人口の回復・拡大が図られる。これにより、東北全体の経済活性化が見込まれ、特にアクセスの利便性から本地区と同じ沿岸部にある津波被災地域において大きな効果が期待できる。

② 雇用等被害地域

別添資料 1-2 で図示する津波により浸水し直接の被害が生じた地域

<理由>

仙台市においては、東日本大震災により、地震の強烈な揺れとともに、東部地域を襲った巨大な津波のため、全域にわたって甚大な被害が発生した。特に津波浸水地域は、企業や農地をはじめとする産業基盤が広範囲にわたって甚大な被害を受けており、地域の雇用に明らかに悪影響を及ぼすと認められる事案が発生した地域である。

※ 別添資料 2-1、別添資料 2-2 及び別添資料 2-3 参照

③ 復興産業集積区域のうちその区域の全部又は一部が、雇用等被害地域を含む市町村の区域内にあるもの

4 に記載する区域

④ 特別の措置

(ア) ①の(イ)の業種に属する事業を実施する指定事業者又は指定法人に対する法人税又は所得税の課税の特例（法第 37 条から第 40 条までの規定に基づく措置）

(イ) ①の(イ)の業種に属する事業を実施する指定事業者又は指定法人に対する事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税に伴う措置（法第 43 条に基づく措置）

⑤ 関連して実施される一般復興事業の内容とその実施主体

(ア) 広域集客型産業立地助成金

広域集客型産業の事業所を設置する場合、新たに取得した施設等の固定資産税等相当額及び正社員の人数に応じて助成金を交付する。

（実施主体：仙台市、対象業種：82 その他の教育、学習支援業）

(イ) 高砂中央公園整備

仙台港背後地に総合公園として高砂中央公園を整備する。

（実施主体：仙台市）

(ウ) 地下鉄東西線整備

本市南西部の八木山動物公園付近から都心部の仙台駅付近を経て、仙台東部道路の東インターチェンジ付近まで地下鉄東西線を整備するとともに、沿線のまちづくりを推進する。（仮称）荒井駅周辺においては、海岸公園、仙台港背後地の水族館及び商業施設等を組み合わせ、自然と触れ合うことができる魅力的な海の交流ゾーンの形成を目指す。

（実施主体：仙台市）

(エ) 中野栄駅エレベータ設置

JR 仙石線中野栄駅からの歩行者環境改善のため、中野栄駅の自由通路及び駅舎内にエレベ

ータを設置する。

(実施主体：仙台市及び東日本旅客鉄道株式会社)

(オ) 被災企業相談事業

被災企業の事業再開に向けた経営課題を解決するため、被災企業の相談を受け付け、相談員等が支援を行う。

(実施主体：仙台市及び仙台市産業振興事業団、対象業種：全業種)

(カ) 被災企業融資制度

経済変動対策資金(東日本大震災復興関連)、みやぎ中小企業復興特別資金及び災害復旧対策資金の融資制度を設け、被災企業の資金調達を支援する。

(実施主体：仙台市及び宮城県、対象業種：全業種)

(キ) 仙台・東北への誘客推進

プロスポーツチームと連携した全国での観光PR活動等により、東北の魅力を広くアピールするとともに、中心部商店街を「東北復興交流パーク」と位置づけ、東北の産業や観光の振興を支援する拠点を整備し、沿岸被災地を中心とした東北各地の観光情報を発信する。

(実施主体：仙台市)

(ク) 仙台・宮城デスティネーションキャンペーン

JRグループ、宮城県や県内各市町村、民間団体等が連携して観光キャンペーンを展開し、仙台・宮城の魅力を強く発信する。

(実施主体：JRグループ及び仙台・宮城観光キャンペーン推進協議会)

(ケ) 広域観光連携の推進

東北の力を結集した「東北六魂祭」の開催、世界遺産である平泉や日本三景の1つである松島を擁する「伊達な広域観光圏」の取組等により広域的な連携を進め、東北が一体となった観光振興を推進する。

(実施主体：仙台市、仙台観光コンベンション協会及び関係自治体)

(コ) 海外プロモーション

震災により激減した外国人観光客数の回復に向け、訪日旅行客の増加が期待できる東アジア及び東南アジアの諸国を主な対象として、現地旅行会社及びメディアに対する観光セールス、旅行博覧会への出展等により旅行需要の喚起を図る。

(実施主体：仙台市)

(サ) コンベンション誘致

国際会議等のコンベンション誘致を積極的に進め、コンベンション開催を通じて国内外に東北の復興の姿を発信することにより、交流人口の拡大等を図る。

(実施主体：仙台市及び仙台観光コンベンション協会)

(2) 法第2条第3項第2号ロの復興推進事業

水族館及び関連業種の用に供する建築物の建築及び賃貸をする事業(以下「仙台水族館整備事業」という。)

① 事業の効果

高砂中央公園予定地に当該施設を整備することにより、水族館と集客・交流の面で有機的に連携し、事業の関連性が高い(1)の①の(イ)の業種の集積が図られる。さらに、当該水族館には多くの来館者が見込まれるため、仙台港背後地における集客・交流産業の集積の活性化も期待される。

② 雇用等被害地域

(1)の②に記載する区域

※ 仙台水族館整備事業は雇用等被害地域において実施される。

③ 特別の措置

(ア) 仙台水族館整備事業を実施する指定事業者に対する法人税又は所得税の課税の特例（法第37条に基づく措置）

(イ) 仙台水族館整備事業を実施する指定事業者に対する事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税に伴う措置（法第43条に基づく措置）

④ 関連して実施される一般復興事業の内容とその実施主体

(ア) 広域集客型産業立地助成金

広域集客型産業の事業所を設置する場合、新たに取得した施設等の固定資産税等相当額及び正社員の人数に応じて助成金を交付する。

（実施主体：仙台市、対象業種：82 その他の教育、学習支援業）

(イ) 高砂中央公園整備

仙台港背後地に総合公園として高砂中央公園を整備する。

（実施主体：仙台市）

(ウ) 地下鉄東西線整備

本市南西部の八木山動物公園付近から都心部の仙台駅付近を経て、仙台東部道路の東インターチェンジ付近まで地下鉄東西線を整備するとともに、沿線のまちづくりを推進する。（仮称）荒井駅周辺においては、海岸公園、仙台港背後地の水族館及び商業施設等を組み合わせ、自然と触れ合うことができる魅力的な海の交流ゾーンの形成を目指す。

（実施主体：仙台市）

(エ) 中野栄駅エレベータ設置

JR 仙石線中野栄駅からの歩行者環境改善のため、中野栄駅の自由通路及び駅舎内にエレベータを設置する。

（実施主体：仙台市及び東日本旅客鉄道株式会社）

6 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

当該計画の実施により、仙台港背後地における集客・交流産業の集積の形成及び活性化が図られ、津波浸水地域において新たな雇用機会が創出される。また、仙台港背後地の集客・交流拠点としての魅力をより高めることにより、当該地区のアクセスの利便性とあいまって、本市はもとより被災沿岸地域への交流人口の回復・拡大が見込まれ、集客・交流産業の早期復興への貢献が期待される。これらの効果は、本市における復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に寄与するものである。

7 その他

本計画の作成に際し、仙台市復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項に基づく協議を行った。本協議会には関係地方公共団体である宮城県が加入しており、法第4条第3項に規定する関係地方公共団体からの意見聴取を行っている。

※ 別添資料3参照

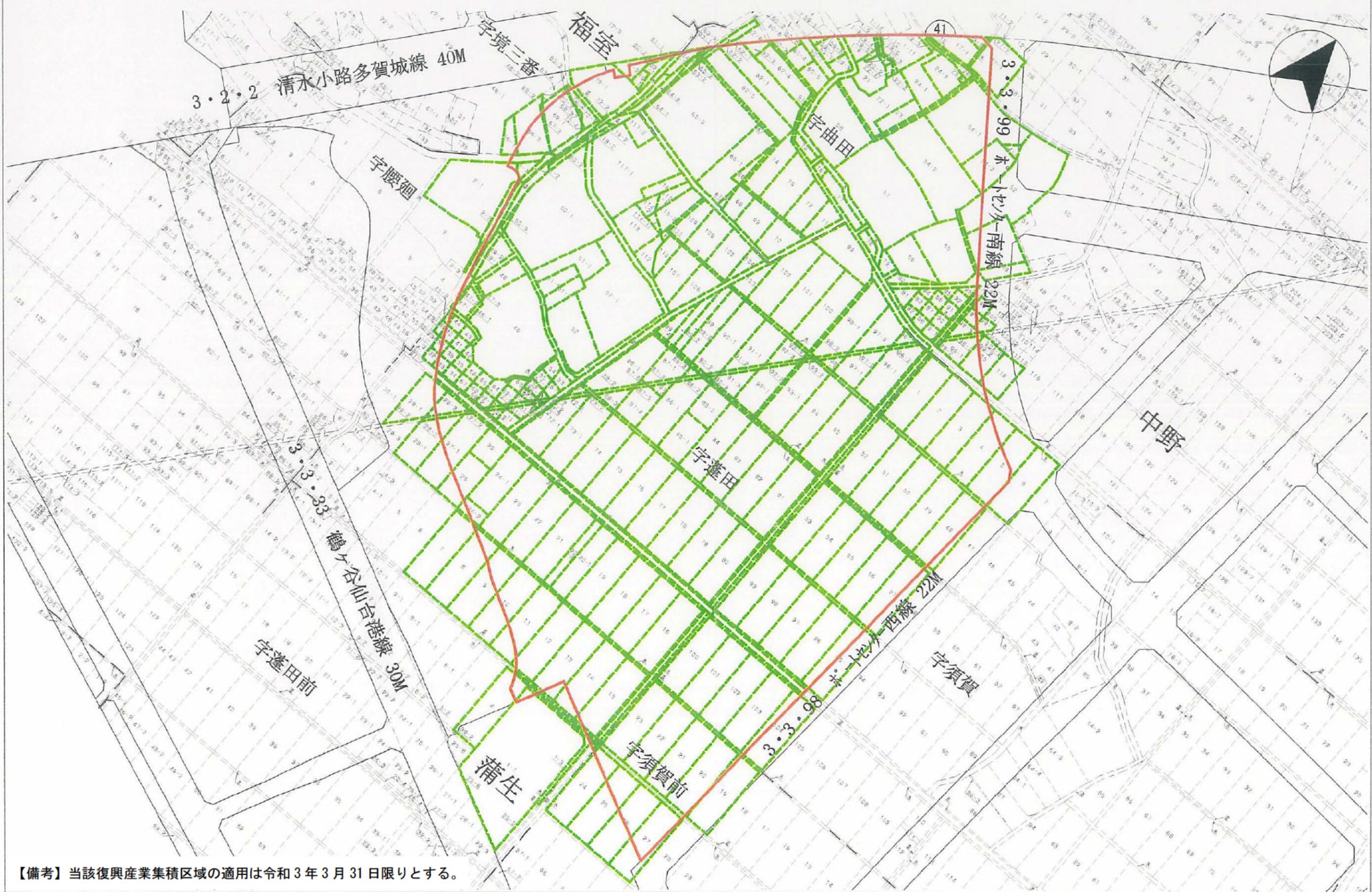
以 上

第41ブロック

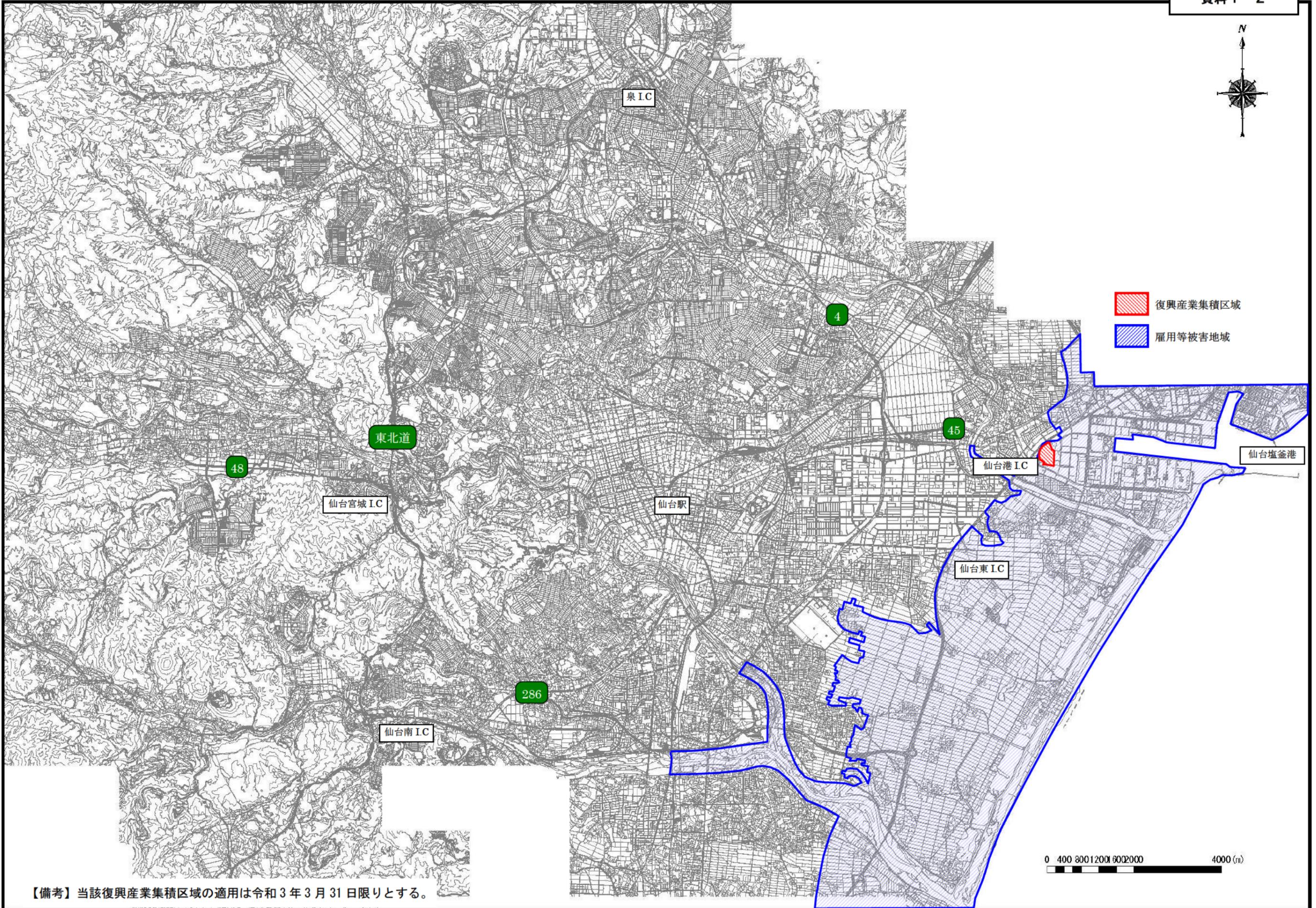
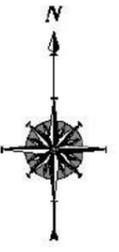
復興産業集積区域図

縮尺二千五百分の一

- 凡例
- 復興産業集積区域
 - 従前の土地（地番構成）



【備考】当該復興産業集積区域の適用は令和3年3月31日限りとする。



【備考】当該復興産業集積区域の適用は令和3年3月31日限りとする。

仙台市復興推進協議会における協議概要

第 4 回仙台市復興推進協議会（当初の申請に係る協議）

日 時：平成 25 年 3 月 27 日（水）10:30～11:10

場 所：仙台市役所 2 階 第 5 委員会室

構成員：株式会社七十七銀行

仙台商工会議所

東北学院大学教養学部 教授 柳井 雅也

東北大学大学院経済学研究科 教授 福嶋 路

東北大学大学院農学研究科 教授 伊藤 房雄

株式会社日本政策投資銀行

宮城県

仙台市

協議経過：

1 仙台港背後地交流推進特区の申請について

- ・仙台市より、仙台港背後地交流推進特区に係る仙台市復興推進計画案（以下「計画案」という。）について説明を行った。
- ・計画案について協議を行い、構成員からは、周辺地域・市町と連携した取り組みにより、相乗効果を発揮し、広域的な交流人口の拡大を図ることを求める意見が多かったほか、事業継続性の確認や防災機能等に関する質問があった。
- ・また、関係地方公共団体である宮城県からは、塩釜市における復興特区に係る取り組みと連携を図るよう求める意見があった。
- ・協議の結果、計画案を国へ認定申請することについて構成員の了承を得た。

第 7 回仙台市復興推進協議会（変更の申請に係る協議）

日 時：令和 3 年 2 月 8 日（月）11:05～11:45

場 所：（オンライン形式での会議）

構成員：株式会社七十七銀行

仙台商工会議所

東北学院大学教養学部 教授 柳井 雅也

東北大学大学院経済学研究科 教授 福嶋 路

東北大学大学院農学研究科 教授 伊藤 房雄

株式会社日本政策投資銀行

宮城県

仙台市

協議経過：

1 令和 3 年度以降に係る復興推進計画（税制の特例）の申請について

- ・仙台市より、認定済である 4 件の復興推進計画（税制の特例）のうち、「民間投資促進特区（ものづくり産業）」と「農と食のフロンティア推進特区」の 2 計画について、対象地域を重点化した上で適用期間を令和 3 年度以降に延長することを国に申請する旨、説明した。
- ・構成員からは、対象地域の重点化の経緯や対象地域から外れた地域に対する支援措置、対象業種の範囲に関する質問・意見があった。
- ・協議の結果、令和 3 年度以降に係る復興推進計画（税制の特例）として、原案のとおり、上記 2 計画の延長を申請することについて、構成員の了承を得た。